

平成 28 年 7 月 22 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本生涯学習協議会に対する公益認定取消しについて

目 次

公益認定取消しの概要	1
公益認定取消しの公示	8
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	10



内閣府

平成 28 年 7 月 22 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本生涯学習協議会に対する公益認定取消しについて

行政庁（内閣総理大臣）は、公益財団法人日本生涯学習協議会に対し、平成 28 年 6 月 3 日に勧告（別紙参照）を行っていたところ、平成 28 年 6 月 30 日、同法人から行政庁に対し、公益認定取消しの申請が行われました。

これを受け、行政庁は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項第 4 号の規定に従い、平成 28 年 7 月 22 日付けで、同法人の公益認定を取り消しましたので、公表します。

〔 同法人は、本取消しにより、一般財団法人となります。 〕

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（抄）
（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 ～ 三 （略）

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
石塚、榎本

TEL : 5403-9534 (直通)

FAX : 5403-0231



内閣府

平成28年6月3日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本生涯学習協議会に対する勧告について

公益財団法人日本生涯学習協議会において、生涯学習講座の監修等を適切に実施していなかったことに関し、行政庁（内閣総理大臣）は本日付で、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第28条第1項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた同法第46条第1項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。

（勧告の概要）

公益法人として公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な技術的能力」を早急に確立するとともに、法令を順守し、適切な法人運営を確立するため、以下の措置を講ずること。

- （1）講座の監修に必要となる専門性を確保すること。
- （2）形式的又は簡易な審査により監修した講座名等を明示し、必要な措置を講ずること。
- （3）今後、法人が認定した生涯学習指導者としての資格等の表記について、国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれが生じないよう、必要な措置を講ずること。

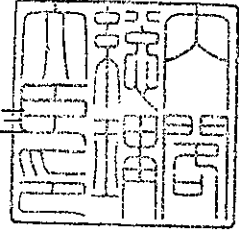
等



府益担第 613 号
平成 28 年 6 月 3 日

公益財団法人日本生涯学習協議会
代表者 伊藤 琢磨 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 勧告年月日

平成 28 年 6 月 3 日

2 勧告の内容

貴法人は、公益目的事業として、「生涯学習講座の審査、監修及び指導を行い、健全な生涯学習の普及発展に寄与する事業」、「生涯学習指導者として相応しい知識・技術の理解・修得度を審査し、指導者としての資格認定を行い、健全な生涯学習の普及発展に寄与する事業」等を行っており、申請時においては、それらが不特定多数の者の利益の増進に寄与することについて、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」と説明していた。しかし、貴法人が審査、監修及び指導（以下「監修等」という。）を行ったとされている講座（以下「貴法人の監修講座」という。）及び生涯学習指導者として認定した資格の一部には以下の問題点が認められ、貴法人が公益目的事業を実施するのに必要な技術的能力を有していないのではないかという疑いがある。

I 貴法人の監修講座の中には、科学的な見地からその内容を検証する必要があると考えられる講座（例えば特定の「石」の効果を利用する講座）が存在し、現に、それらの中には医学的効果があることを PR しているものが見られるが、貴法人は、原則として科学的な見地からの監修等を行っていないとしていること。

II 貴法人が公益認定を受ける前に監修等を行った講座や旧民法制度当時の財団法人が監修等を行った講座について、公益認定を受けた際の申請書（以下「認定申

請書」という。)に記載された方法によらず、形式的又は簡易な審査によって貴法人の監修講座と認めていたこと。

- Ⅲ 貴法人が生涯学習指導者として資格認定を行った者等のウェブサイトの表記中には、当該資格等について「内閣府」の名称を強調し、あたかも国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれがあるものが見られるにもかかわらず、貴法人は、効果的な改善措置を講じていないこと。

貴法人の理事、理事会、監事及び評議員会は、認定申請書の記載及び申請時に説明した趣旨に則り公益目的事業を適切に実施する責任を負っているが、ⅠからⅢの問題について、行政庁から指摘を受けるまで是正せず、看過していた疑いがある。

また、公益認定申請時に2名の監事が他の同一の団体の役員であった疑いを払拭できず、公益認定法第29条第1項第2号に規定する「偽りその他不正の手段により公益認定を受けた」可能性がある。

以上を踏まえ、公益法人として公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な技術的能力」を早急に確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)その他の法令を遵守し、適切な法人運営を確立するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 貴法人が自ら定めている「講座監修、資格認定の審査、生涯学習の普及・啓発基準の指針」(以下「監修指針」という。)に従って適切に講座の監修等を実施できるよう、講座の内容に応じ、その監修等に必要となる専門性を把握して、これを確保するための具体的措置を含む方針を作成すること。
- (2) 貴法人の監修講座について調査を行い、
 - i) 貴法人の監修講座の監修等にどのような専門性が必要だったか
 - ii) 監修等に専門家を参画させるなど、必要な専門性をどのように確保したか
 - iii) 貴法人の監修講座のもたらす効果が、そのウェブサイト等にどのように表示されていたかについて、講座名を含め明らかにすること。また、必要な専門性が確保されていなかった貴法人の監修講座については、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」する観点から、必要な措置を講ずること。
- (3) 貴法人が公益認定を受ける前に監修等を行った講座や旧民法制度当時の財団法人が監修等を行った講座であって、認定申請書に記載された方法によらず、形式的又は簡易な審査により貴法人の監修講座としたものについて、その講座名等を明示し、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」する観点から、必要な措置を講ずること。
- (4) 今後、貴法人が認定した生涯学習指導者としての資格等の表記について、国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれが生じないよう、

必要な措置を講ずること。

- (5) 上記Ⅰ～Ⅲの事態が生じた経緯について明らかにするとともに、これらの事態を生じさせた理事及び理事会、適切なチェックができなかった監事並びに理事、理事会及び監事に対する適切な監督を行うことができなかった評議員会の責任を明確化すること。
- (6) 貴法人のガバナンスが十分に機能していなかったこと、更には不適正な書類により公益認定を受けたことを踏まえ、各理事及び監事が、一般法人法の規定に基づき課せられた義務を十分に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。
- (7) 上記(1)から(3)については平成28年9月末日までに、(4)から(6)については平成28年7月末日までに、それぞれ措置を講じ次第、行政庁に報告すること。また、(1)から(4)については、行政庁への報告に併せ、ホームページの利用及びその他の適切な方法により適切な期間公表し、公益法人としての説明責任を果たすこと。

3 理由

公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」(平成28年6月3日付け府益第452号)の3に記載のとおり、貴法人において公益認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったこと、及びその各機関が一般法人法の規定(一般法人法第197条において準用する第90条第2項、第99条及び第101条等)に基づき義務を果たし、又は権限を適切に行使していないことにより、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当するに至ったと疑うに足りる相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別添報告様式により内閣府大臣官房公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあり得ます。

5 報告期限

上記2(7)に記載の期限

6 報告方法

書面により提出すること。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(抄)

(勧告、命令等)

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 (略)

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 (略)

【参考2】公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(平成20年4月(平成25年1月改定)内閣府公益認定等委員会)(抜粋)

I 公益法人認定法第5条等について(公益社団法人・公益財団法人関係)

2. 認定法第5条第2号関係<経理的基礎及び技術的能力>

<<経理的基礎>>

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

(2) 経理処理・財産管理の適正性

財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること(注1)、不適正な経理

処理を行わないこと（注2）とする。

（注1）略

（注2）法人の支出に使途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

<本件担当者>（照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

平成28年7月22日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益認定取消の公示

平成28年7月22日付けで公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第29条第1項第4号の規定に基づく公益認定の取消しをしたので、同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公示する。

1. 法人コード：A0011520
2. 法人の名称：公益財団法人日本生涯学習協議会
3. 代表者の氏名：伊藤 琢磨
4. 主たる事務所の所在場所
神奈川県横浜市西区戸部町7丁目225-1

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(公益財団法人日本生涯学習協議会に対する公益認定取消し)

